

松原市立 松原南小学校

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1. 基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、まさに人権に関わる重大な問題である。

また、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものと認識し、未然防止に向けて、全ての教職員だけでなく、家庭や地域とも連携して取り組んでいかなければならない。

本校においては、

学校教育目標に

「自ら考え判断し、行動する心豊かな人間性のある子どもを育てる」を

めざす子ども像として

「友達を大切にする子」

「命を大切にする子」

「自分の思いを表現できる子」

「ふるさとを大切にできる子」をかかげている。

これらをめざし、未然防止の基本となる、児童が周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを推進していく。

上記のような認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

【いじめの定義：(いじめ防止対策推進法〈文部科学大臣決定〉第2条)】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

(いじめの防止等のための基本的な方針〈国立教育政策研究所〉)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止等の対策のための組織

①組織名〔いじめ対策委員会〕

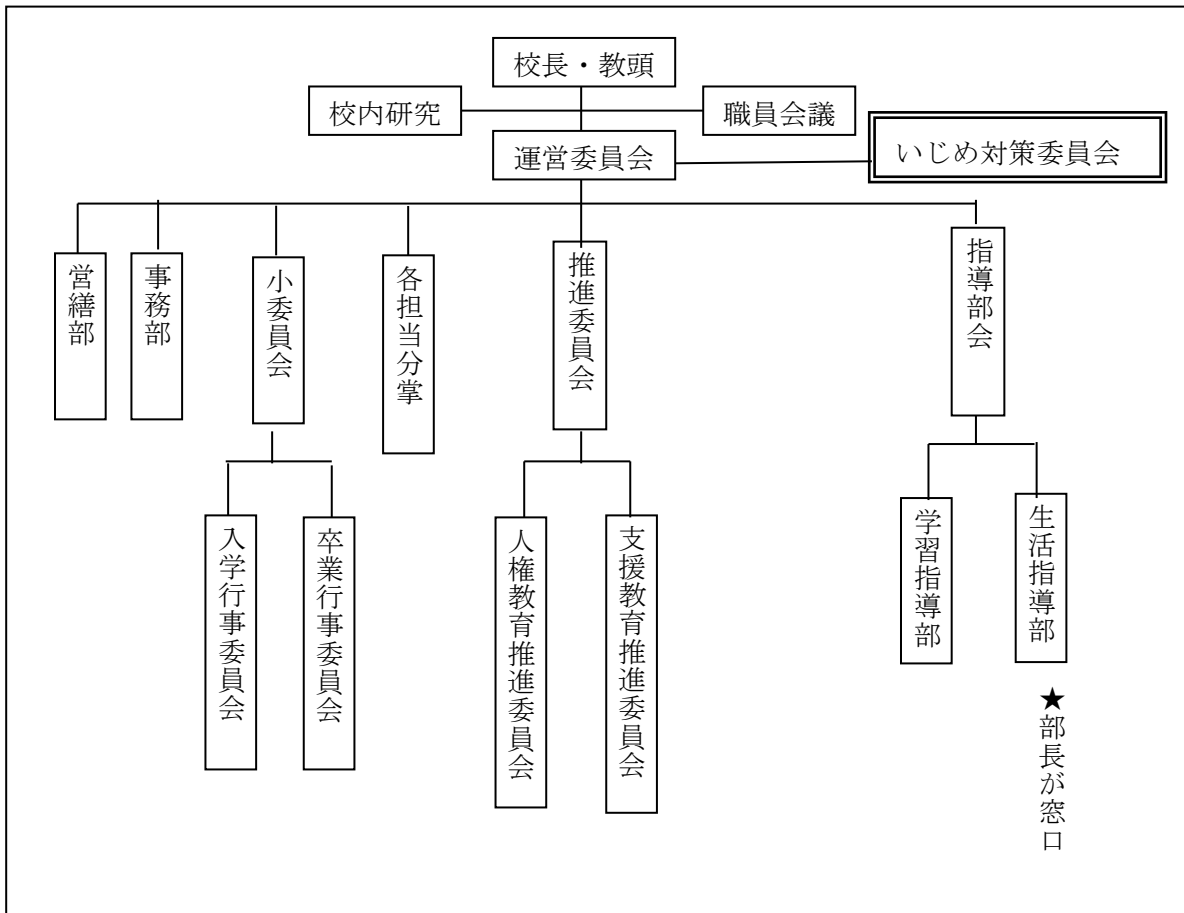
②構成員

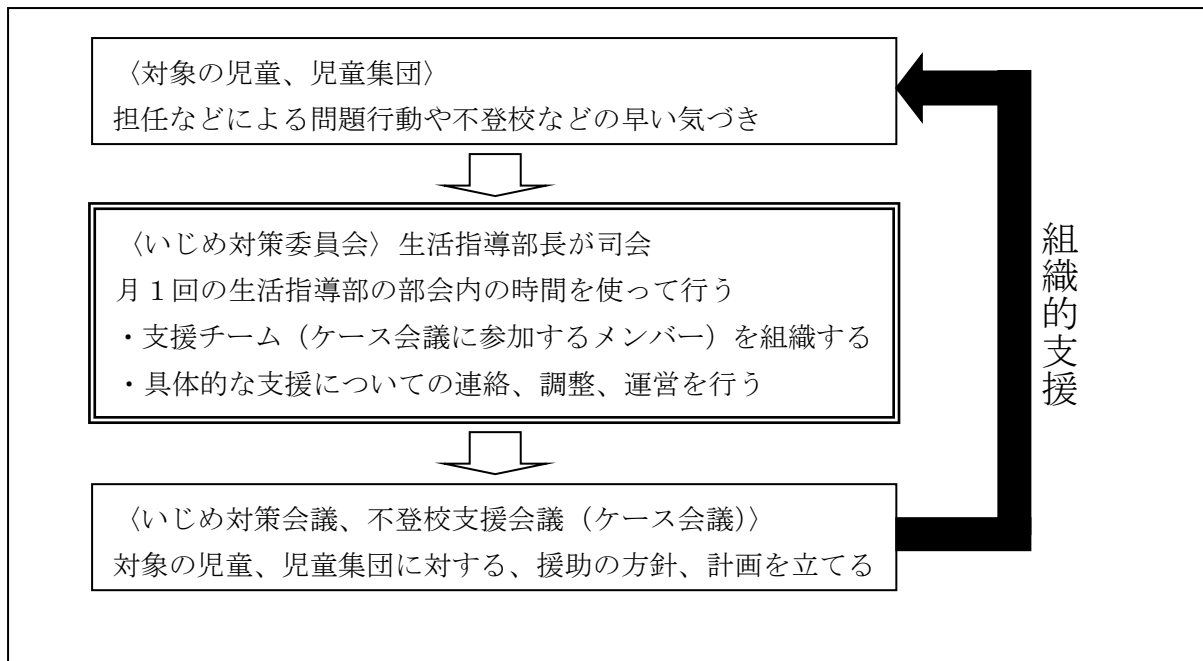
校長、教頭、首席、教務、人担、生活指導部部长、支援コーディネーター、学習部指導部部长、日本語指導担当、各学年代表、養護教諭、事務担当代表

③組織の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

④組織図及び指導体制：相談窓口の担当者（生指部長）





⑤ 取り組み状況の把握と検証

- ・学期に一度、「生活実態交流会」を開き、いじめ、不登校など、様々な問題行動、集団づくりに関する情報交換およびケースの検証を行う。
- ・学期に一度、「なかまづくりアンケート」を行い、いじめ、不登校の未然防止のために、年間計画に位置づけられて実施される取り組みの効果を検証する。
- ・いじめ事案が起こった場合、その対応について検証する。
- ・年間を通して実施されたいじめの未然防止のための取り組み、起こったいじめ事案を検証し、必要に応じて学校いじめ防止基本方針等の見直しを行う。

3. いじめ防止及びいじめ認知への対応

①いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学級・学年でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、家庭・地域とも連携して、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要となってくる。

加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。児童間だけでなく、児童と教職員、教職員間の信頼ある人間関係づくりにつとめ、人権を尊重した集団としての質を高めていかなければならない。

②未然防止、早期発見のための取り組み

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

〈未然防止・早期発見のための具体的な取り組み〉

・ 相談窓口（生活指導部長）の設置

いじめに関する相談窓口を設置する。

・ 「なかまづくりアンケート」の実施

学期に一度、「なかまづくりアンケート」を行い、いじめの早期発見だけではなく、集団づくりにも役立てていく。

・ 教職員間における情報共有

日常から児童の変化に目を配り、気づいた情報については、担任や学年教師に速やかに報告し、教職員間での情報共有ができるような環境整備に努める。

・ 集団づくりの推進

各学年の実態に応じ、個々の児童の丁寧な内面把握とともに、一人ひとりが生き生きできる集団づくりを推進していく。

(例：集団遊び〈班、学級、学年〉、日記、自主学習ノート、班長会議、学級会、学年集会など)

・ 自己有用感を高める行事、活動の設定

各学年の実態に応じ、児童が自己有用感を高めることができる取り組みを設定し、推進していく。

(例：遊び大会、大縄大会、代議員・部会活動、学年実行委員活動、学級係活動など)

・ 保護者との連携

個人懇談や家庭訪問、電話や連絡帳を活用して、保護者と個々の児童の情報を日常的に共有し、連携する。

4. いじめ認知後における早期対応の取り組み

①基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

②緊急・重篤な事案への対応

i) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は直ちに、「いじめ対策委員会」において、情報を共有する。その後は、「いじめ対策委員会」が中心となり、当該児童に対し、組織的支援を行う。(2-④：組織図及び指導体制フロー図参照)

組織的支援のもと、複数教員で関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、管理職が責任を持って市教委に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡し、情報を共有する。

学校や市教委が加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為と認められるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある〈重大ないじめ〉ときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〈重大ないじめ〉とは；

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ii) 被害児童とその保護者への支援

被害児童から、事実関係の聴取を行う。その際、被害児童側にも原因があるという考え方は誤りであるという大原則のもと、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや職員の守秘義務について伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。

あわせて、被害児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、被害児童に寄り添い支える体制をつくる。被害児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

iii) 加害児童への指導とその保護者への助言

加害児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

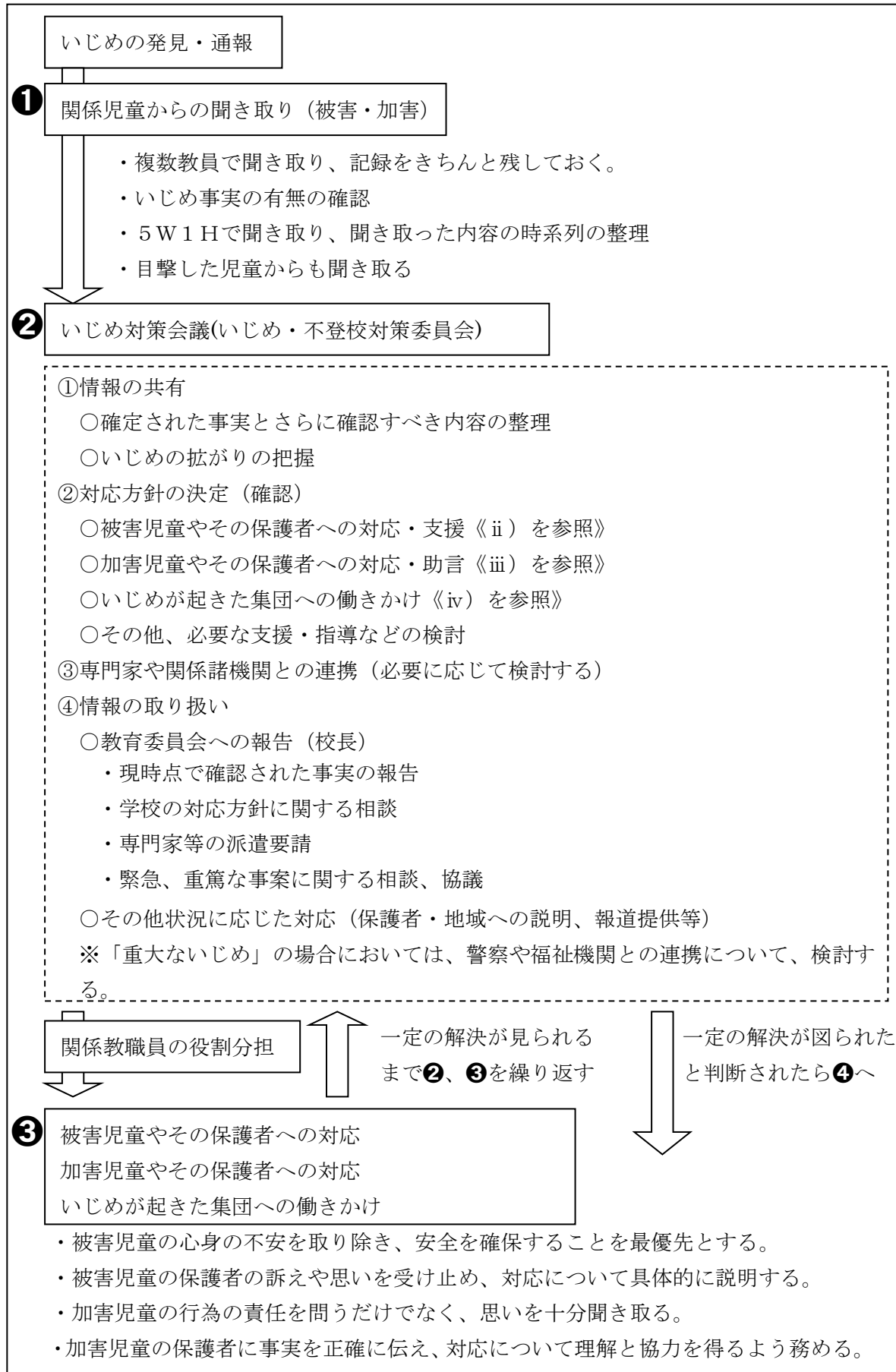
加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに（重大ないじめの場合など）警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

iv) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

③緊急・重篤な事案への対応の流れ



4 事案の教訓化と継続的な取り組み

〈いじめ対策委員会または校内研修で行う。〉

テーマ「事案の教訓化」

①事実とこれまでの取り組みの確認（報告）

②教職員の意識の点検

- 「いじめは絶対に許さない」という共通認識を持っていたか。
- 子どもの不安や悩みを受け止め、心の理解に努めていたか。
- 対応（初期・子どもへの聞き取り・関係修復）に問題はなかったか。

③学校全体の取り組みの点検

- 教育相談の目的について周知していたか、また、機能していたか。
- 学校体制や対応に問題はなかったか。
- 互いの違いを認め合い、他者を尊重する心をはぐくむ教育を推進していたか。
- すべての子どもの所属感を満たし、自尊感情を高める教育活動を実践してきたか。
- 保護者、地域との連携や適切な情報提供を行ってきたか。

④再発防止に向けた専門家、関係機関、教育委員会等からの助言

⑤まとめ

教育活動全般への反映

再発防止に向けた取り組みの推進

5 ・必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を見直す。

④ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止や情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

未然防止・早期解決の観点から、市教委と連携し、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を低学年から進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解・啓発に努めていく。

5. その他

- ・学校いじめ防止基本方針については、毎年、年度初めに配布・提案し、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・いじめに関する事象が起きた場合、その指導記録は保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできるようにする。
- ・子どもにかかわる会議の他、必要に応じて「集団づくり」に関する校内研修を行う。
- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図っていく。